

◎新潟県告示第223号

計量法（平成4年法律第51号）第28条の2第1項の規定により、指定定期検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名称及び所在地
一般社団法人 新潟県計量協会
三条市興野1丁目13番45号
- 2 指定期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 指定区域
計量法の規定に基づく特定市町村を除く新潟県全域
- 4 指定更新年月日
平成30年2月15日